

令和3年4月23日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

国内誘客促進強化事業「メディアタイアップ情報発信事業」【前期】
企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別
のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る企画提案を下記のとおり募集します。

記

1 事業名

国内誘客促進強化事業「メディアタイアップ情報発信事業」【前期】

2 事業目的

国内市場において旅行需要を喚起するため、メディア媒体の活用を通じ、北海道観光の
魅力発信強化を図り、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を向上させる。

3 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこと
とし、事業内容に関する個別相談及び参加表明を令和3年4月30日（金）16:00まで
メールにて、個別相談で受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明し
た事業者に対し返信する。

誘客推進本部 国内誘客部
担当 山科・佐藤太一郎
電話：011-231-5881 / F A X : 011-232-5064
【m_yamashina@visithkd.or.jp, s_taichiro@visithkd.or.jp】

国内誘客促進強化事業（情報発信）
「メディアタイアップ情報発信事業」【前期】募集要項

1 事業目的

- ・国内市場において旅行需要を喚起するため、メディア媒体の活用を通じ、北海道観光の魅力発信強化を図り、一般消費者の北海道に対する興味・旅行意欲を向上させる。

2 助成対象者

- ・「道外地方空港所在地域におけるメディアタイアップ情報発信事業」における所在県以外とする。
すなわち【新潟県、富山県、石川県、長野県、静岡県、茨城県、広島県、福岡県、香川県、熊本県、沖縄県】以外の地域とする。
- ・テレビ、ラジオ、雑誌、ウェブサイト等の各種媒体を有するメディア事業者（代理店含む、支社等含む）

3 取材対象期間

- ・【前期】令和3年5月採択後～令和3年9月末（取材後、速やかに露出すること）
- ・【後期】令和3年10月1日～令和4年2月末とする（後期は別途公募する）

4 企画提案の内容、テーマ等

- ・次の(1)～(3)の条件を満たす北海道の特集であること。

(1)エリアを絞った拠点周遊型観光、滞在型観光を想起させる企画

(2) 身近で手軽に行ける北海道、何度も行きたくなる旅のイメージを想起させる企画

(3) 以下のいずれかのポイントが明確である企画

- ①市場性（ファミリー層、女子旅層、趣味・嗜好層／アクティブシニア層など）
- ②テーマ性（「ウポポイ（民族共生象徴空間）」「世界自然遺産知床」「アドベンチャー
トラベル（AT）」「北海道・北東北縄文遺跡群」「温泉」「スポーツ」「写真」など）
- ③ストーリー性（アイヌ文化、歴史、人、文化など）

(4) 取材対象素材

- ・北海道内各地域のリアルな観光コンテンツをPRするため、当機構で運用・発行する以下の観光コンテンツを複数取り入れ取材することとする。

① 「ウポポイ（民族共生象徴空間）」「世界自然遺産知床」「アドベンチャー
トラベル（AT）」「北海道・北東北縄文遺跡群」「温泉」「スポーツ」「写真」等のいずれかを掲載。

② 「旅して体験！北海道」

URL: <http://hokkaido-taiken.jp>

③ 「北海道トラベルナビ」

URL: <https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/> ※観光施設に係るものに限る

④ 「北海道観光コンテンツデータ集」

URL: http://visit-hokkaido.jp/bimisyuntabi/dl/bimisyuntabi_contdata2019.pdf

(5) 新型コロナウイルス感染対策の遵守

① 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

なお、発地及び北海道内において他地域との往来自粛要請が出されている際の道内での取材行程等は補助対象外とすること。ただし、取材先が往来自粛の対象外地域の場合、往来自粛の対象外地域（取材先を含む）の関係者が実施する取材については補助の対象とする。（現地カメラマン・ライター等の活用やリモート取材等、さらに取材クルーの氏

- 名と現住所（居住地の都道府県（区）市町村まで）記載のリストも提出すること。）
- ②事業実施にあたり、各業界団体のガイドラインも遵守すること。
 - ③編集に当たっては、当機構と調整の上、【北海道の旅を安心・安全に楽しむために】「新しい旅のスタイル」の実践のお願いを表記すること。
 - ④本タイアップに取り組むに当たっては、各業界団体のガイドラインも遵守すること。
 - ⑤取材にあたり「ロケ撮影における新型コロナウイルス感染予防対策チェックリスト」の提出をすること。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/checklist.pdf>

(6) その他

- ① 編集にあたっては、北海道観光振興機構ロゴ、「HOKKAIDO LOVE!」ロゴ、イメージキャラクターとして北海道観光PRキャラクター「キュンちゃん」を必ず活用すること。各ロゴ素材は機構と協議の上掲載すること。
- ②当機構が取り組みを進める、Good Day北海道「LINE公式アカウント」のQRコード等を掲載すること。

5 取材対象経費および金額

- ・取材経費（航空代金、宿泊費、北海道内交通費、体験取材費等。ただし、飲食代は対象外）と編集費を対象とし、1件当たり1,000千円（税込）を上限とする。

6 選定方法と採択数

(1) 事業者の選定方法

- ・ヒアリングは実施せず、あらかじめ当機構が設置した審査会において書類審査を行い選定する。採択数は【前期】最大17媒体程度を予定とする。
- ・【後期】公募では最大15媒体程度とし、別途公募する。
- ・媒体は、道内媒体と道外媒体を下記の選定基準に分け公募する。

(2) 選定基準

① コンセプトの理解度

- ・道内媒体については、北海道に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人とし、上記4の内容を記載しているもののほか、マイクロツーリズムを意識した身近で手軽に行ける道内旅行のイメージを想起させること。
- ・道外媒体については、上記4の内容を記載しているもののほか、北海道ならではの旅のイメージを想起させること。

② 企画力

- ・上記コンセプトを具現化する企画となっているか
- ・企画提案指示書で示した市場性、テーマ性、ストーリー性のいずれかの掲載提案内容であるか
- ・興味を引く切り口、取材地域、取材スポット等が取り入れられているか

③ 媒体力

- ・提案媒体の量（発行部数・発行エリア等）、質（対象顧客層への深耕度・継続性等）を総合評価
- ・提案内容の総ページ数や記事数、想定される対象顧客層総数などを総合評価

④ その他

- ・複数の媒体を活用した効果的な露出、媒体露出の結果を定量測定できる企画について、加点評価を可とする。

(2) 採択通知

令和3年5月18日（火）を目途に、eメールで採否を通知する。

7 公募申請提案に必要な書類

下記書類を各1部提出すること。

(1) 企画提案書（PDFデータ等にて送付）

- ①媒体名
- ②掲載時期／放送時期
- ③ページ数／放送時間帯・尺等
- ④特集テーマ
- ⑤取材場所、取材時期、取材人数
- ⑥提案した企画の広告換算値（広告料金、スポットCM料金を元に算出すること）

(2) 媒体資料（PDFデータ等にて送付）

- ①媒体の概要が分かる資料（発行部数／放送エリア、読者／視聴者データなど）
- ②広告料金が分かる資料（紙媒体は広告料金表、TVの場合はスポットCM料金表）

(3) 見積書（PDFデータ送付＋書面郵送）

企画書とは別フォームで作成し、代表印を捺印して本紙を郵送すること。

- ①取材費（航空代金、宿泊費、北海道内交通費、体験取材費等）取材人数を明記すること
- ②編集費（タレント、モデル等の出演費は含まない）

(4) 道内取材先へ行く予定のクルー等氏名と現住所（居住区の都道府県（区）市町村まで）記載のリストも提出すること。（フリーフォーム）

8 提出期限

令和3年5月17日（月）16:00迄

9 提出先

〒060-0003

北海道札幌市中央区北3条西7丁目1緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

誘客推進本部国内誘客部

担当：山科・佐藤太郎 二名宛にメール願います。

TEL 011-231-5881 【m_yamashina@visithkd.or.jp,s_taichiro@visithkd.or.jp】

10 採択後の手続き

- (1) 請書の提出をもって契約成立とする。採択通知後、当機構が定める様式に従って請書を作成し、代表印を捺印して本紙を郵送すること。
- (2) 契約期間は、契約締結の日から掲載号の発行日（ウェブサイトの場合は掲載日、テレビ・ラジオの場合は放送日）までとする。
- (3) 取材出発前に行程と新型コロナウイルス感染症予防対策チェックリスト、スタッフリスト、居住地リストを提示すること。
- (4) 成果物には取材協力のクレジット表記掲載を原則とする。ただし、媒体特性等を勘案し、協議の上認められた場合はこの限りではない。
- (5) クレジット表記や事実確認のため、出版・掲載前に校正を提出すること。

11 事業完了後の手続き

- (1)記事掲載後、当機構が定める様式による完了報告書（鑑文、要代表印）および任意の様式による報告書本文を作成すること。
- (2)成果品（掲載媒体）を最低2部提出すること。
- (3)各種広告媒体を活用したPRの詳細と合計金額およびその効果（広告費用換算、メディア露出、WebサイトPV等）
- (4)ウェブサイトの成果品は、画像ファイルやPDFなどハードコピーとして残すことが可能なものを提出すること（URL提示のみは不可）。
- (4) テレビ・ラジオの成果品は、OA同録をDVDの提出またはデータ送信による提出とする。
- (5) 完了報告書・対象経費の証憑書類（契約書、領収書等写し）・成果品の提出とともに請求書を発行すること（報告以前の日付は不可）。
請求額は採択時に決定した金額を上限とし、精算後の額とする。
- (7)振込先は会社名義の口座とし、個人口座の振込みは不可とする。

12 その他の採択要件

- (1)本事業は、公益社団法人北海道観光振興機構理事会での令和3年度事業予算の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び予算上限額について、変更する場合または事業が中止になる場合がある。その場合は、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。
- (2)本事業については、予算の関係や新型コロナウイルス感染症の影響等により全部又は一部を実施しないことがある。その場合は、契約内容や金額を変更することがあり得る。
- (3)採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (4)企画内容の不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。また、当機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。

13 その他

- (1)採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。
- (2)企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
- (3)再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を必要とする再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ①「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことができない。
- ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。
- (4)この指示書に定めるもののほか、必要な事項は当機構が別に定めるものとする。
- (5)暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

令和3年度「メディアタイアップ情報発信事業」【前期】申請書

提出日 令和3年 月 日

会社名	
住所	
担当者	
Mail/電話	/

媒体名	
掲載・放送日	
契約期間	
編集内容	<p>この欄に編集内容等を具体的にご記入ください (時期、地域、取材人数、発行部数、エリア、読者／視聴者データなど) 広告換算（紙媒体は広告料金表、TVの場合はスポットCM料金表など）等含む ※別途、任意様式の企画書（A4・5枚程度）でも可</p>

申請額	
-----	--

令和3年度「メディアタイアップ情報発信事業」【前期】報告書

提出日 令和3年 月 日

会社名	
住所	
担当者	
Mail/電話	/

媒体名	
掲載・放送日	
契約期間	
編集内容	<p>編集内容等を具体的にご記入ください (時期、地域、取材人数、発行部数、エリア、読者／視聴者データなど) 広告換算(紙媒体は広告料金表、TVの場合はスポットCM料金表など)等含む 読者アンケート、北海道商品の課題等</p> <p>*ここに記入しきれない場合は別途「実施報告書」として提出願います。</p>

申請額	
-----	--